特定販売に関する事項

特定販売を行う際に使用する通信手段	
特定販売を行う医薬品の区分	□ 第一類医薬品 □ 指定第二類医薬品 □ 第二類医薬品（指定第二類医薬品を除く。） □ 第三類医薬品 □ 薬局製造販売医薬品（毒薬及び劇薬であるものを除く。）
特定販売を行う時間	
営業時間のうち特定販売のみを行う時間	
特定販売の広告に薬局の正式名称と異なる名称を表示する場合はその名称	
ホームページアドレス	
主たるホームページの構成の概要	別紙のとおり
ホームページの閲覧に必要なパスワード等がある場合にはそのパスワード等	
特定販売のみを行う時間がある場合は適切な監督に必要な設備の概要	□ デジタルカメラ等で撮影した画像をパソコン等により長野県知事（長野市長）の求めに応じて電送できる設備 □ その他（　　）

※ □については、該当するものをチェック（レ）すること。

※ 主たるホームページの構成の概要については、ホームページでの医薬品の表示内容や表示すべき事項の表示の状況等が分かるようなホームページのイメージ等の書類を添付すること。カタログ等を用いて特定販売を行う場合においても、同様にその概要がわかる資料を添付すること。